



りそな銀行アジアニュース

2014年5月23日
りそな銀行 国際事業部

【香港駐在員事務所／香港】

新会社条例 (New Companies Ordinance)について

2014年3月3日、従来の香港会社条例に代わる新会社条例が施行されました。新会社条例では、旧条例の内容改正や構成を変更し、難解な表現を判りやすく修正しています。以下、香港でビジネスをされるお客様に比較的関連性のある改正内容を抜粋してご紹介致します。

項目	旧条例	新条例
① 中小企業における財務報告書などの簡略化 第359～360条・別表3	下記の条件を満たす非公開企業(Private company)は簡易財務報告が使用可能： ・子会社を持たない ・他の会社の子会社ではない ・100%の株主が簡易財務報告作成の決議案に同意	旧条例の条件に以下の条件を追加： 小企業向け： ・以下の条件を2つ満たす場合 1) 総所得が1億香港ドル以下 2) 総資産額が1億香港ドル以下 3) 平均総従業員数が100名以下 中企業向け： ・以下の条件を2つ満たし、簡略化の議案に75%の株主が同意並びに異議なく可決した場合 1) 総所得が2億香港ドル以下 2) 総資産額が2億香港ドル以下 3) 平均総従業員数が100名以下
② 年次株主総会開催の柔軟化 第584条・第610～613条	暦年での株主総会の開催が必要	1) 株主総会は会計年度終了後9か月以内に開催（非公開会社の場合） ただし、以下の場合、開催を省略することが可： ・書面決議を行った場合 ※書面決議にあたり、事前にすべての参加者に関係資料を提供することが必要 ・一人会社の場合（例：株主、役員、従業員が同一人物かつ一人のみの場合） 2) 通信技術の活用： 総会の参加者が同時に通信・投票できる環境であれば、複数の場所で同時開催することも可能
③ 取締役関連 第457条・別表11	非公開企業において、会社の取締役は個人・法人どちらでも就任可能	非公開企業の取締役は、少なくとも1名は個人（自然人）であることが必須 ※既存会社は6ヶ月間の猶予期間あり
④ 定款の統一 第81～85・98条	2種類の定款が必要 1) 会社定款 (Articles of Association)：株主総会などの運用規則などを記載 2) 基本定款 (Memorandum of Association)：社名、事業目的、株主の有限責任範囲などを記載	会社定款は1種類のみ 基本定款内の情報は一部を除き会社定款に織込み済 既存の法人の場合、基本定款は会社定款の一部として扱われる
⑤ 額面価値制度の廃止 第135条	すべての株式において額面が必要。 この額面以下の価値での株式発行を禁止。	廃止

【出所：香港政府 会社登記所 HP】

照会先：国際事業部（東京）電話 03-6704-2723
（大阪）電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。

* 禁無断転載